

奈良市公報

第126号

令和6年8月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
7	16	378	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7	16	379	差押調書の公示送達	滞納整理課
7	16	380	放置自転車等の保管	環境政策課
7	17	381	奈良市公報号外第23号に掲載	保育所・幼稚園課
7	19	382	道路の位置指定	建築指導課
7	22	383	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
7	22	384	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
7	23	385	放置自転車等の保管	環境政策課
7	24	386	農用地利用集積計画の決定	農政課
7	24	387	道路の位置指定	建築指導課
7	24	388	奈良市公報号外第23号に掲載	廃棄物対策課
7	24	389	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
7	30	390	放置自転車等の保管	環境政策課
7	30	391	令和6年度奈良市介護保険料決定通知書の公示送達	介護福祉課
7	31	392	奈良農業振興地域整備計画の変更案の公衆縦覧	農政課
7	31	393	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
7	31	394	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
7	31	395	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
7	31	396	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
7	31	397	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
7	31	398	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
7	31	399	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課

7	31	400	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
7	31	401	放置自転車等の処分	環境政策課
7	31	402	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
7	30	48	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
7	29	15	臨時教育委員会の開催	教育政策課

告

示

奈良市告示第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年7月16日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年12月20日 奈良市指令整開 第22A-24号

令和5年9月1日 奈良市指令整開 第22A-24-1号

令和6年7月9日 奈良市指令整開 第22A-24-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年7月16日 第1903号

公共施設 令和6年7月16日 第958号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園南二丁目915番8、939番26、939番34及び948番4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市南紀寺町三丁目292番地の9

株式会社エステートトラスト 代表取締役 田中 洋

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市学園南二丁目915番8及び939番34の各一部

下水道：奈良市学園南二丁目915番8の一部

(令和6年7月16日揭示済)

奈良市告示第379号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年7月16日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和6年7月16日揭示済)

奈良市告示第380号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年7月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年7月11日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 6 年 7 月 16 日揭示済）

奈良市告示第 382 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 6 年 7 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市六条町 113 番 4
申請者氏名	株式会社 栗実住宅 代表取締役 國原 正記
道路の位置	奈良市菅原町 524 番 1、524 番 2 及び 525 番の各一部
道路の幅員	最大 4.50m 最小 4.50m
道路の延長	33.42m
指定年月日	令和 6 年 7 月 19 日
指定番号	第 R0507 号

（令和 6 年 7 月 19 日揭示済）

奈良市告示第 383 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
斉藤医院	奈良県奈良市法蓮町 969-12	令和 6 年 3 月 22 日
はるかぜ薬局	奈良県奈良市西紀寺町 38	令和 6 年 1 月 27 日
きらら薬局 阪奈菅原店	奈良県奈良市菅原町 649-1	令和 6 年 5 月 31 日

（令和 6 年 7 月 22 日揭示済）

奈良市告示第 384 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きらら薬局 阪奈菅原店	奈良県奈良市菅原町 649-1	令和 6 年 6 月 1 日

(令和 6 年 7 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 385 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 7 月 16 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 6 年 7 月 23 日揭示済)

奈良市告示第 386 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定により公告する。

令和 6 年 7 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和 6 年 7 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 387 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 6 年 7 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市法華寺町 1228 番地
申請者氏名	株式会社ハウスプロジェクト 代表取締役 小田 孝洋
道路の位置	奈良市東九条町 353 番 1 の一部
道路の幅員	最大 4.01m 最小 4.01m
道路の延長	26.42m
指定年月日	令和 6 年 7 月 24 日
指 定 番 号	第 R0603 号

(令和 6 年 7 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 389 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により大柳生町上出垣内自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	大浦 辰夫 奈良市大柳生町 2937 番地	浦岡 良光 奈良市大柳生町 2885 番地

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 20 日

(令和 6 年 7 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 390 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 7 月 25 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和6年7月30日揭示済）

奈良市告示第391号

令和6年度奈良市介護保険料決定通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）第12条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年7月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この決定通知書の発送年月日

令和6年6月20日

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

（令和6年7月30日揭示済）

奈良市告示第392号

奈良農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、令和6年8月29日までに市に意見書を提出することができる。また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和6年8月30日から令和6年9月13日までに本市にこれを申し出ることができる。

令和6年7月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 農業振興地域整備計画の案の縦覧及び意見書提出期間

令和6年7月31日から令和6年8月29日まで

2 農用地利用計画の案の異議申立出期間

令和6年8月30日から令和6年9月13日まで

3 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 観光経済部 農政課

（令和6年7月31日揭示済）

奈良市告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年7月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和6年6月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		

2910103569	LiLuLeA 株式会社	634-0008	奈良県橿 原市十市 町 837-3	まはろ	630-8113	奈良県奈 良市法蓮 町 543-1	行動援護	令和 12 年 5 月 31 日
2910103981	社会福祉 法人青葉 仁会	630-2152	奈良県奈 良市杣ノ 川町 50 番地の 1	RIKUGO の 森	632-0112	奈良県奈 良市針ヶ 別所町 135	生活介護	令和 12 年 5 月 31 日
2910104013	ウェルビ ー株式会 社	104-0061	東京都中 央区銀座 二丁目 3 番 6 号	就労定着 支援事業 所ウェル ビー近鉄 奈良駅前 センター	630-8241	奈良県奈 良市高天 町 38-3 近鉄高天 ビル 5 階 517 号室	就労定着 支援	令和 12 年 5 月 31 日
2910104344	一般社団 法人青虫 社	600-8846	京都府京 都市下京 区朱雀宝 蔵町 44 番地協栄 ビル 2 階 京都朱雀 スタジオ	青虫社 てふてふ Lab	630-8264	奈良県奈 良市鍋屋 町 2 番地 1 シティ ホームズ 奈良女子 大前 1 階	自立訓練 (生活訓 練)、就労 継続支援 B 型	令和 12 年 5 月 31 日
2910104351	株式会社 RANOK	550-0014	大阪府大 阪市西区 北堀江一 丁目 1 番 18 号	訪問介護 RANOK 奈 良西大寺	631-0818	奈良県奈 良市西大 寺赤田町 二丁目 1-3 エミ エール西 大寺 101	居宅介護	令和 12 年 5 月 31 日
2910104369	株式会社 ヘルプス テーショ ン ARAN	630-8327	奈良県奈 良市東木 辻町 29 番地 8	ヘルプス テーショ ン ARAN	630-8327	奈良県奈 良市東木 辻町 29 番地 8	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護、行 動援護	令和 12 年 5 月 31 日

(令和 6 年 7 月 31 日掲示済)

奈良市告示第 394 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 7 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 6 年 6 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100327	一般社団 法人空	630-8223	奈良県奈 良市角振 新屋町 8	からあ	630-8054	奈良県奈 良市神殿 町 665-3	保育所等 訪問支援	令和 12 年 5 月 31 日

			番地					
2950100376	株式会社 ハッピー サービス グループ	630-8043	奈良県奈 良市六条 三丁目 1 番 15 号	保育所等 訪問支援 ハッピー リング	630-8043	奈良県奈 良市六条 二丁目 6 番 1 号	保育所等 訪問支援	令和 12 年 5 月 31 日
2950100509	一般社団 法人サニ ーサイド	631-0806	奈良県奈 良市朱雀 一丁目 8-7	ブルーミ ング	631-0806	奈良県奈 良市朱雀 一丁目 8-7	放課後等 デイサー ビス	令和 12 年 5 月 31 日

(令和 6 年 7 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 395 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 7 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 6 年 6 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100789	社会医療 法人平和 会	631-0818	奈良県奈 良市西大 寺赤田町 一丁目 7 番 1 号	とみお診 療所ホー ムヘルプ ステーシ ョン	631-0078	奈良県奈 良市富雄 元町二丁 目 7-25 SSK ビル 202 号	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護	令和 12 年 5 月 31 日
2910101779	株式会社 ai	630-8133	奈良県奈 良市大安 寺一丁目 17 番 13 号	訪問介護 ステーシ ョンリー ベ	630-8451	奈良県奈 良市北之 庄町 736 番地の 1 奈良事務 機ビル本 館 1F	居宅介 護、重度 訪問介護	令和 12 年 5 月 31 日
2910102827	株式会社 萬成水耕 栽培	518-0031	三重県伊 賀市長田 2063 番地 の 1	まんなり 新大宮店	630-8115	奈良県奈 良市大宮 町六丁目 1-8 新大 宮公健ビ ル 5F	就労継続 支援 B 型	令和 12 年 5 月 31 日

(令和 6 年 7 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 396 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 7 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 6 年 6 月 1 日

事業所番号	事業者	事業所	サービス	指定
-------	-----	-----	------	----

	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2950171484	学校法人 青丹学園	630-8115	奈良県奈良市右京一丁目 1 番 5	フラーテ ル	630-8115	奈良県奈良市朱雀六丁目 21-8 朱雀第 2 医療ビル	児童発達支援、放課後等サービス	令和 12 年 5 月 31 日

(令和 6 年 7 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 397 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 7 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 5 月 15 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101837	ケアテラス 株式会社	631-0072	奈良県奈良市二名三丁目 952-1	けいはんな ヘルパース テーション	631-0072	奈良県奈良市二名三丁目 952-1	同行援護

(令和 6 年 7 月 31 日揭示済)

奈良市告示第 398 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 7 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 6 月 15 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101779	株式会社 ai	630-8133	奈良県奈良市大安寺一丁目 17 番 13 号	訪問介護ス テーション リーベ	630-8451	奈良県奈良市北之庄町 736 番地の 1 奈良事務機ビル本館 1F	居宅介護、 重度訪問介 護、行動援 護

2 廃止年月日 令和 6 年 6 月 30 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100102	有限会社や まびこ	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目 3-10	ホームヘル プステーシ ョングッド ライフ、デ イサービス センターグ ッドライフ	631-0806	奈良県奈良市朱雀五丁目 3-10	居宅介護、 重度訪問介 護、同行援 護、行動援 護、生活介 護
2910101696	社会福祉法 人寧楽ゆい	631-0823	奈良県奈良市西大寺国	さわやぎ	631-0823	奈良県奈良市西大寺国	生活介護

	の会		見町三丁目 5-5			見町三丁目 5-5	
(令和 6 年 7 月 31 日掲示済)							

奈良市告示第 399 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
介護老人保健施設 サンライフ学園前	奈良県奈良市学園大和町五丁目 724-4	訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション	令和6年 6月1日
医療法人清和会	奈良県奈良市南紀寺町五丁目 53-1		
あおぞらケアサポート	奈良県奈良市法蓮町 986-38 シティパレス 21 新大宮 P-VI 202 号	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	令和6年 6月1日
合同会社 Aki・Rin	京都府木津川市梅美台三丁目 2 番地 9		
訪問介護 RANOK 奈良西大寺	奈良県奈良市西大寺赤田町二丁目 1-3 エミエール西大寺 101	訪問介護	令和6年 6月1日
株式会社 RANOK	大阪府大阪市西区北堀江一丁目 1 番 18 号		
株式会社セリオ奈良営業所	奈良県奈良市大宮町二丁目 8-17	福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与	令和6年 6月1日
株式会社セリオ	静岡県浜松市中央区東三方町 258 番地の 1		
ウェルビー	奈良県奈良市三条大路一丁目 10-43 FORESTSQUARE 3G	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	令和6年 6月1日
株式会社ウェルビー	奈良県生駒市ひかりが丘二丁目 8 番 21 号		
ケアプランセンター白ゆり	奈良県奈良市左京三丁目 18 番地の 20	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和6年 6月1日
株式会社白ゆり	奈良県奈良市左京三丁目 18 番地の 20		
あすならホーム高畑多機能型ケアホーム	奈良県奈良市高畑町 469 番 1	小規模多機能型居宅介護 介護予防 小規模多機能型居宅介護	令和6年 6月1日
社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木 160 番 7		

(令和 6 年 7 月 31 日掲示済)

奈良市告示第 400 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和6年7月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
井上 真弥		柔道整復	令和6年 5月7日
日向整骨院	奈良県奈良市恋の窪三丁目8番 1-2号		

(令和6年7月31日揭示済)

奈良市告示第401号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和6年7月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和6年7月31日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和5年5月8日、同月17日、同月22日及び同月31日

同年6月13日、同月21日及び同月29日

同年7月5日、同月12日、同月19日、同月24日及び同月31日

同年8月8日、同月16日、同月23日及び同月28日

同年9月6日、同月13日、同月21日及び同月25日

同年10月5日、同月11日、同月19日及び同月30日

同年11月8日、同月22日及び同月29日

同年12月6日、同月14日及び同月21日

(令和6年7月31日揭示済)

奈良市告示第402号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年7月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年4月23日 奈良市指令整開 第19A-35号

令和6年5月17日 奈良市指令整開 第19A-35-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年7月31日 第1904号

公共施設 令和6年7月31日 第959号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市赤膚町1051番5、1051番6、1202番16の一部、1202番236、1202番237、1202番238、1202番239、1202番240、1202番241、1202番242、1202番243、1202番244、1202番245、1202番246、1202番247、1202番248及

び 1202 番 249 (1 工区)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県天理市岩室町 53 番地 1

株式会社さとみハウジング 代表取締役 石橋 豊

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市赤膚町 1051 番 5 の一部、1051 番 6 及び 1202 番 16 の一部

(2) 下水道

奈良市赤膚町 1051 番 5 の一部、1051 番 6 の一部及び 1202 番 16 の一部

(3) 公園

奈良市赤膚町 1202 番 16 の一部

(4) 調整池

奈良市赤膚町 1051 番 5 の一部

(令和 6 年 7 月 31 日揭示済)

公 営 企 業**奈良市企業局告示第 48 号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 6 年 7 月 30 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社小川設備工業	代表取締役 小川 一輝	奈良県橿原市小綱町 16-3 YAGIWESTSTORAGE (E-南号室)	令和 6 年 7 月 22 日

(令和 6 年 7 月 30 日揭示済)

教 育 委 員 会**奈良市教育委員会告示第 15 号**

令和 6 年 8 月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 7 月 29 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和 6 年 8 月 6 日（火） 午後 1 時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第 19 号 令和 7 年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について

議案第 20 号 令和 7～10 年度使用奈良市立中学校教科用図書の採択について

議案第 21 号 令和 7～10 年度使用奈良市立一条高等学校附属中学校教科用図書の採択について

傍聴受付は、開催日の正午から午後 0 時 50 分まで、中央棟 6 階第 1 研修室にて行います。定員は 50 名で、定員を超える場合は抽選を行います。

(令和 6 年 7 月 29 日揭示済)